

# 競争的資金等研究費の適正管理規程

社会医療法人 北海道循環器病院

## 第1章 総則

(総則)

第1条 この規程は、社会医療法人北海道循環器病院（以下「当法人」という。）の北海道循環器病院（以下「病院」という。）及び先進医療研究所（以下「研究所」という。）が、国または国立研究開発法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金等」という。）を適正に管理するため、責任体系及びその体制を明らかにするとともに、競争的資金等の適正管理を推進するために必要な事項について規定することを目的とする。

(役職員の責務)

- 第2条 当法人の役職員は、法令、当法人及び競争的資金等を配分する機関の規則等を遵守し、別に定める不正防止計画に基づき競争的資金等について適正に運営・管理するとともに競争的資金等を不正に使用してはならないものとし、また、不正を疑われることのないように努めなければならない。
- 2 競争的資金等の運営・管理に関わる職員は、競争的資金等の適正な執行のために行われる研修に積極的に参加し、また、競争的資金等の適切な運営・管理のために行われる調査その他の活動に協力するものとする。
  - 3 競争的資金等の運営・管理に関わる職員は、不正防止計画に定める誓約書を提出しなければならない。
  - 4 前2項で定める競争的資金等の運営・管理に関わる職員の範囲その他必要な事項は、不正防止計画において定める。

## 第2章 責任体系及び体制

(責任体系)

第3条 当法人の競争的資金等の適正な運営・管理のため、競争的資金等最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）、競争的資金等統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）、競争的資金等コンプライアンス推進責任者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）及び競争的資金等コンプライアンス推進副責任者（以下「コンプライアンス推進副責任者」という。）を置く。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、競争的資金等の運営・管理について統括し、最終責任を負うものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正防止の基本方針及び行動規範を策定・周知するとともに、基本方針及び行動規範を実施するため、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう必要な措置を講じる。
- 3 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は最高管理責任者の命を受け、これを補佐し、当法人における競争的資金等の運営・管理について統括する。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針及び行動規範に基づき、不正防止計画を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告し、必要に応じ不正防止計画の見直しを行う。
- 3 統括管理責任者は、病院は事務部長とし、先進医療研究所は所長をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の命を受け、これを補佐し、不正防止計画に基づき、当法人における競争的資金等の適正な運営・管理について統括し、次の業務を行う。

- (1) 当法人において不正防止計画を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
  - (2) 不正防止を図るため、当法人における競争的資金等の運営・管理に関わるすべての職員等に対し、競争的資金等に係る不正を防止するための教育を実施し、受講状況を管理監督する。
  - (3) 当法人において、職員等が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等を監督し、必要に応じて改善を指導する。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、各部門長をもって充てる。

(研究倫理教育責任者)

第7条 統括管理責任者は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、病院は事務部長とし、先進医療研究所は所長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、当該部門に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(事務責任者)

第8条 公的研究費の運営・管理について、専門的事務の取り扱いを行うものとして、経理責任者を置く。

2 事務責任者は、病院、センター共に病院経理課・研究資金課長をもって充てる。病院経理課・研究資金課長不在の場合は、理事長が別に命ずる。

(経理事務の準拠規則)

第9条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与・謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定める場合のほか、当法人「病院経理規程」及び同規程に基づく細則等の規定に準じて取り扱うものとする。

(行動規範等)

第10条 最高管理責任者は、当法人職員の行動規範を策定するものとする。

2 公的研究費の運営管理を行う職員等は、別に定める様式により、不正使用を行わないまたは不正使用に関与しない旨の誓約書を最高管理責任者あて提出するものとする。

3 最高管理責任者は、当法人職員に対し、不正行為の防止について意識向上を図るため、研修会の開催その他の必要な措置を講じるものとする。

(不正防止計画)

第11条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な使用を徹底し、不正使用防止に向けた運営・管理体制を整備するため、不正防止計画を策定するものとする。

2 コンプライアンス推進責任者その他の当法人職員は、不正防止計画の実施を図らなければならない。

3 統括管理責任者は、毎年度、不正防止計画の実施状況を取りまとめ、最高管理責任者に報告するとともに、必要に応じて、コンプライアンス推進責任者その他の当法人職員に対して改善を指導するものとする。

(不正防止推進室)

第12条 当法人全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署として、不正防止推進室を置く。

2 不正防止推進室の業務に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

(不正防止推進室の業務)

第13条 不正防止推進室は、不正防止計画に基づき次に掲げる不正を防止するための業務を行う。

(1) 当法人における競争的資金等の把握

- (2) 競争的資金等に係る不正要因の把握及びこれを踏まえた不正防止計画の検討及び維持
- (3) 不正防止計画に基づく競争的資金等の不正防止に係る研修（研究活動における不正（捏造、改ざん及び盗用）防止のための研修を含む。）の実施
- (4) その他不正防止の推進に関する業務

（公的研究費の適切な運営・管理）

第14条 統括管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理のために、必要に応じて各部門長と協力して、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じるものとする。

- (1) 予算の執行状況及び研究計画の推進状況の検証に関すること。
- (2) 支出財源の明確化及び予算執行状況の把握に関すること。
- (3) 研究者と業者の癒着を防止する対策に関すること。
- (4) 有効に機能する発注・検収業務の仕組みの構築・運営に関すること。
- (5) 納品検収、非常勤雇用者の勤務状況確認その他の研究費管理体制の整備に関すること。

（監査への協力）

第15条 不正防止計画推進部署は、内部監査室と連携し、監事及び内部監査室の行う競争的資金等の監査に協力するものとする。

### 第3章 競争的資金等相談窓口

（競争的資金等相談窓口）

第16条 競争的資金等に係る研究業務及び事務業務を適切かつ効率的に実施するために、事務処理手続その他競争的資金等の運営・管理について共同研究等を行う外部機関等からの相談を受け付ける競争的資金等相談窓口を情報管理当法人に設置する。

### 第4章 告発及び調査等

（告発窓口）

第17条 競争的資金等の不正に係る告発窓口は、次に掲げる者とする。

- (1) 情報管理当法人事務部長
- (2) 情報管理当法人事務次長

（競争的資金等の不正に関する告発）

第18条 競争的資金等の不正の可能性があると料する者は、何人も、前条に規定する告発窓口で告発を行うことができる。

(告発者の責務)

第19条 前条による告発をしようとする者(以下「告発者」という。)は、告発窓口に対して、原則として、顕名により、不正を行ったとする役職員の氏名、不正の態様その他事案の内容を明示し、かつ不正とする合理的理由を示して告発を行わなければならない。

2 前項にかかわらず匿名による告発があった場合は、当該告発の内容に応じ、次条の定めに基づいて告発を受け付けることができる。この場合、当該告発をした者には、この規程に定める告発者に対する通知及び開示を実施しないものとする。

3 不正の疑いについて外部機関等から指摘を受けた場合は、統括管理責任者は、これを匿名の告発に基づいて取り扱うことができる。

(告発の受理事)

第20条 告発窓口は、第12条に定める告発を受けたときは遅滞なく、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。

2 統括管理責任者は、前項の告発の報告を受けたときは、前条に定める内容に合致するか否か検討の上その受理又は不受理を決定し、その結果を速やかに告発者に通知するものとする。

3 第16条にかかわらず、告発者の同意を得た場合は、告発者の氏名を開示することができる。

4 最高管理責任者は、当該告発の受理から30日以内に、告発内容等の合理性を確認の上、第22条以下に規定する調査の要否を決定し、告発者に通知するとともに、配分機関に報告する。

(告発の相談)

第21条 不正の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、不正が行われようとしている、又は不正を求められている等であるときは、告発窓口は、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。

4 前項の報告があったときは、統括管理責任者は、その内容の合理性を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

## 第5章 関係者の取扱い

(秘密保持義務)

第22条 この規程に定める業務に関わる全ての者は、不正の調査等に関し知り得た内容（既に公知であるものを除く。）を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 最高管理責任者及び統括管理責任者は、告発者、調査対象の役職員（以下「調査対象者」という。）、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び調査対象者の意に反して外部漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者及び統括管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び調査対象者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は調査対象者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者、統括管理責任者又はその他の関係者は、告発者、調査対象者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、調査対象者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(利益相反関係の排除)

第23条 統括管理責任者、第26条に定める調査委員会の委員及び調査委員会の事務局を担当する職員は、自らが関係する第12条及び第15条による告発の処理に関与してはならない。

- 2 統括管理責任者は、利益相反者が、前項の業務に当たっている場合には、直ちに、当該利益相反者に替えて、別途適切な者を充てるものとする。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者が利益相反者に該当する場合には、第5条にかかわらず、他の者を統括管理責任者として指名し、当該告発に係る不正への対応に関する責任者とする。

(告発者等の保護)

第24条 統括管理責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 当法人に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、当該告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、当法人就業規則（以下「就業規則」という。）その他の規則等により、その者に対して処分を課すことができる。

- 4 最高管理責任者は、第20条に定める悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(調査対象者の保護)

第25条 当法人に所属する全ての者は、単に告発がなされたことのみをもって、当該調査対象者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、当該調査対象者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他の規則等により、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 最高管理責任者は、単に告発がなされたことのみをもって、当該調査対象者の業務の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該調査対象者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第26条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。この規程において、悪意に基づく告発とは、調査対象者を陥れるため又は調査対象者の業務を妨害するため等、専ら調査対象者に何らかの不利益を与えること又は調査対象者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関に対して、その措置の内容等を通知する。

## 第6章 事案の調査

(調査委員会の設置)

第27条 最高管理責任者は、第17条により調査が必要と判断した場合、調査委員会を設置し、調査を実施させる。

(調査委員会の構成)

第28条 前条の調査委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 統括管理責任者
  - (2) 統括管理責任者が指名する外部専門家で、当法人、告発者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者
  - (3) その他、最高管理責任者が必要と認める者
- 2 調査委員会に委員長を置き、委員の中から最高管理責任者が指名する。
  - 3 調査委員会に関する庶務は、情報管理センターが行う。

(調査の通知)

第29条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び調査対象者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は調査対象者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び調査対象者に通知する。

(調査の実施)

第30条 調査委員会は、告発者及び調査対象者に対し、直ちに、調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

- 2 調査委員会は、調査の実施に当たって、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
  - (1) 告発者、調査対象者その他関係者からの証言の聴取
  - (2) 対象となる競争的資金等の精査
  - (3) その他調査のために必要な事項
- 3 調査委員会は、調査の実施に当たっては、調査対象者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 告発者、調査対象者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の調査に誠実に協力しなければならない。

(調査の対象)

第31条 調査の対象は告発された事案に係る業務のほか、調査委員会の判断により、調査に関連した調査対象者の他の業務を含めることができる。

(証拠の保全)

第32条 調査委員会は、調査を実施するに当たって、告発された事案に係る業務に関して、証拠となる資料及びその他の関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 告発された事案に係る業務が行われた研究機関が当法人でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る業務に関して、証拠となる資料及びその他の関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、調査対象者の業務を制限してはならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第33条 調査委員会は、調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

## 第7章 不正の認定

(認定の手續)

第34条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、認定する。なお、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定する。

- 2 調査委員会は、不正が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が第20条に定める悪意に基づく告発であると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 3 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、第1項及び第2項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第35条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正を認定することはできない。

(調査結果の通知及び報告)

第36条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果(認定を含む。)を告発者、調査対象者及び調査対象者以外で不正に関与したと認定された者に通知するものとする。調査対象者が当法人以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、第21条に定める悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が当法人以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(異議申立て)

第37条 調査対象者又は告発者は、第28条第1項又は第2項の規定による認定の結果に異議があるときには、最高管理責任者に対し、異議申立てをすることができる。

2 前項の異議申立ては、認定の結果の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に行ななければならない。ただし、その期間内であっても、同一理由による異議申立てを繰り返すことはできない。

3 告発が第20条に定める悪意に基づく告発と認定された告発者（対象研究者の異議申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項に準じて、異議申立てをすることができる。

4 第1項又は第3項の異議申立てがあったときは、最高管理責任者は、当該異議申立てについて、調査委員会に付託する。

5 前項において、最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要と認める場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

6 調査委員会は、第4項の付託を受けた場合であって、当該事案の再調査を行うまでもなく、異議申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。

7 前項の報告を受けた最高管理責任者は、異議申立人に対し、理由を付して、異議申立てを却下する旨の決定を通知するものとする。また、調査委員会がその異議申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと判断した場合は、以後の異議申立てを受け付けないことを併せて通知できるものとする。

8 調査委員会は、第4項の付託を受けた場合であって、異議申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。

9 前項の報告を受けた最高管理責任者は、異議申立人に対し、その決定を通知するものとする。

10 最高管理責任者は、調査対象者から異議申立てがあったときは告発者に対して、告発者から異議申立てがあったときは調査対象者に対して通知するものとする。また、その事案に係る配分機関及び文部科学省に通知する。異議申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

（再調査）

第38条 前条第8項に基づき再調査を行う場合には、調査委員会は異議申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと異議申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める異議申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。

- 3 前項の報告を受けた最高管理責任者は、異議申立人に対し、再調査の打切りに係る決定を通知するものとする。
- 4 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則50日以内に、第29条第1項の調査の結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 5 最高管理責任者は、第2項又は第4項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、調査対象者及び調査対象者以外で研究活動上の不正に関与したと認定された者に通知するものとする。調査対象者が当法人以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関に報告する。

(調査結果の公表)

- 第39条 最高管理責任者は、不正が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 2 前項における公表内容は、不正に関与したと認定された者の氏名及び所属、不正の内容、当法人が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順等を原則として公表するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与したと認定された者の氏名及び所属等を公表しないことができる。
  - 3 不正が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しないことができる。
  - 4 最高管理責任者は、第21条に定める悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名及び所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順等を公表する。

## 第8章 措置

(調査中における一時的措置)

- 第40条 最高管理責任者は、調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、調査対象者に対して告発された研究費の一時的な使用停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 最高管理責任者は、配分機関から、調査対象者の該当する競争的資金等の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(競争的資金等の使用停止)

第41条 最高管理責任者は、不正に関与したと認定された者及び競争的資金等の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者に対して、直ちに研究費の使用停止を命ずるものとする。

(措置の解除等)

第42条 最高管理責任者は、不正が行われなかったものと認定された場合は、調査に際してとった競争的資金等の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、異議申立てがないまま申立期間が経過した後又は異議申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、不正が行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第43条 当法人は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 当法人は、告発の受理から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与したと認定された者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 当法人は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認がされた場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4 当法人は、第1項から第3項までのほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

5 当法人は、配分機関の求めがある場合は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

## 第9章 処分

(処分)

第44条 最高管理責任者は、第29条又は第33条による報告に基づき、調査対象者に不正があったと認めたときは、重大性の程度に応じて、次の各号に掲げる処分又は措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。(1) 調査対象者に対する就業規則等に基づく懲戒処分及び損害賠償請求

(2) 前号に掲げるもののほか、刑事告発又は告訴等の当法人が必要と認める措置に最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関に対して、その処分の内容等を通知する。

## 第10章 その他

(その他)

第45条 この規程の実施に必要な事項がある場合は、別に定める。

(改廃)

第46条 この規程の改廃は、理事長が理事会に意見を求めて行う。

### 附則

この規程は、平成29年8月1日施行する。

この規程は、平成30年1月1日改正する。